

災害復旧工事における現場代理人の兼務の取扱いについて

茂原市では現場代理人の取扱いについて、「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」にて定めていますが、令和 5 年台風第 13 号の接近に伴う大雨により発生した災害復旧工事等を効率的かつ迅速に対応するため、現場代理人の兼務の取扱いについて下記のとおり運用します。

記

1. 適用期間 令和 6 年 3 月 31 までとする。
2. 兼務件数 災害復旧工事を含む場合は 5 件まで（うち災害復旧工事以外の工事は 3 件まで）兼務可能とする。
3. 留意事項
 - (1) この運用における「災害復旧工事」とは、「令和 5 年台風第 13 号の接近に伴う大雨に係る災害復旧工事」を指し、その他の災害復旧工事は通常の工事とみなす。
 - (2) 茂原市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。
 - (3) 本取扱いに記載した以外の兼務要件等については、通常どおりの取扱いとする。
 - (4) 監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、要請があった場合は速やかに現場に向かう等の対応をとること。
 - (5) 受注者は契約時に、管財課契約係に「現場代理人兼任届」を提出すること。

ケース毎の可否の例)

ケース1：【災害】A工事、【災害】B工事、C工事、D工事、E工事
(災害復旧工事：2件、通常工事：3件→兼務可能)

ケース2：【災害】A工事、B工事、C工事、D工事
(災害復旧工事：1件、通常工事：3件→兼務可能)

ケース3：【災害】A工事、B工事、C工事、D工事、E工事
(災害復旧工事：1件、通常工事：4件→兼務不可)

ケース4：A工事、B工事、C工事、D工事
(災害復旧工事：0件、通常工事：4件→兼務不可)

■現場代理人の兼務要件（概要）

	現行	本取扱い
範囲	茂原市内	茂原市内
金額	請負金額4,000万円未満 (建築一式工事にあっては8,000万円未満)	請負金額4,000万円未満 (建築一式工事にあっては8,000万円未満)
件数	3件まで	5件まで (うち災害復旧工事以外の工事は3件まで)
承認等	当該発注機関の承諾が必要	当該発注機関の承諾が必要
兼務届	入札案件 →事後審査時に管財課に提出 契約後担当課に提出 随意契約案件→担当課に提出	入札案件 →事後審査時に管財課に提出 契約後担当課に提出 随意契約案件→ 契約時に管財課に提出 担当課に提出